

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱

(令和 7 年 5 月 28 日 危機管理局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県第五次地震被害想定調査において大規模な火災が想定される地域の電気火災を防止するため、感震ブレーカー器具購入費用支援及び取付支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)感震ブレーカー器具

地震発生時、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具であって、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定める性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのものをいう。

(2)器具購入費用支援

仙台市が委託した事業者(以下、「事業者」という。)が対象の感震ブレーカー器具を利用者の自宅まで配送(発送)し、その器具及び配送等に係る費用の一部または全部を仙台市の負担において行うことをいう。

(3)取付支援

事業者を派遣し、対象の感震ブレーカー器具の取付を仙台市の負担において行うことをいう。

(4)対象地域

宮城県第五次地震被害想定調査において大規模な火災が想定される地域(別表)をいう。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者(以下「対象者」という。)は、対象地域に在住している世帯とする。なお、取付支援を受ける者は、居住要件に加え、次の各号に該当する者のみで構成される世帯を対象とする。

- (1)身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2)療育手帳の交付を受けている者
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4)介護保険法による要介護者又は要支援者
- (5)その他市長が認める者

(申請)

第4条 器具購入費用支援及び取付支援を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請書により市長に申請するものとする。申請書の様式は、別に定める。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用を決定する際には、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業利用決定通知書(第1号様式)により申請者に通知する。また、審査の結果、申請を却下する場合には、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業に関するお知らせ(第2号様式)により申請者に通知する。

(支援の方法)

第6条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送(発送)又は事業者の派遣を行うものとする。事業者は派遣時に、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業協力者証明書(第3号様式)を携帯するものとする。

2 事業者は、器具の取付時には、前条の決定を受けた者(以下「利用者」という。)の同意を得て取付箇所等を調査し、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書(第4号様式)により器具の取付についての同意を受けるものとする。

3 事業者は、器具の取付時には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付完了後、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けけるものとする。

4 利用者の責に帰することのできない事由により、取付箇所から器具が外れ利用者が再取付を希望する場合、事業者と調整の上、対応について決定するものとする。

5 前項の規定により再取付を行う場合は、第1項から第4項までの規定を準用する。

(費用負担)

第7条 前条の支援は、第3条に規定する世帯ごとに器具1個(セット)分までとする。

2 器具の購入代金及び代引き手数料は、器具1個(セット)当たり3,300円を上限として仙台市が負担するものとし、当該上限額を超える額については、利用者の負担とする。

3 送料が生じる場合は、当該送料は仙台市が負担するものとし、その取扱いについては事業者と協議の上決定するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、人工呼吸器、酸素濃縮器又は電気式たん吸引器を使用する世帯が特定機器遮断型コンセントタイプの器具を購入する場合における当該器具の購入に要する費用については、全額を仙台市が負担するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条による決定を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により第5条の決定を受けた場合
- (2)器具の取付時において、第3条に規定する要件を満たさない場合
- (3)その他市長が必要と認める場合

(実施報告)

第9条 事業者は、器具の配送(発送)が完了したときは、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(配送・発送)(第5号様式)、器具の取付が完了したときは、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(取付)(第6号様式)、再取付が完了したときは、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(再取付)(第7号様式)を作成しなければならない。

2 事業者は、前項の報告書を作成したときは、各月の状況をまとめて市長に報告しなければならない。

(利用回数の制限)

第10条 この事業を利用することができるのは、1世帯につき1回限りとする。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、本事業実施にあたって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

(免責)

第12条 器具の設置、使用又は管理等に関して利用者に生じた損害については、仙台市及び事業者は一切の責任を負わないものとする。ただし、仙台市又は事業者に故意又は重過失がある場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

附 則(令和7年8月25日改正)

この改正は、令和7年8月25日から施行する。

附 則(令和7年12月22日改正)

この改正は、令和7年12月22日から施行する。

附 則(令和8年7月27日改正)

この改正は、令和8年8月1日から施行する。

第1号様式(要綱第5条関係)

第 号
年 月 日

様

仙台市長

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業利用決定通知書

年 月 日付で利用申請のありました仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業について、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱第5条の規定により、利用を決定しましたので通知します。

利用条件

- ・ 本支援制度を利用して感震ブレーカー器具を取付けたことにより、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震、通電火災等の災害により負傷または死亡した場合において、仙台市および事業者は一切の責任を負わないこと。
- ・ 感震ブレーカー器具について、返品や返金を求めず、また、転売や他用途への流用を行わないこと。
- ・ 感震ブレーカー器具が作動した場合であっても、生命維持に直結する医療機器等の電源確保について、利用者自身が必要な対策を講じていること(該当する方のみ)。
- ・ 当該支援制度を適正に履行できない場合は、感震ブレーカー器具を仙台市に返還すること。

第2号様式(要綱第5条関係)

第 号
年 月 日

様

仙台市長

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業に関するお知らせ

年 月 日付で利用申請のありました仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業について、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱第5条の規定により、下記の理由により利用の決定には至りませんでしたのでお知らせいたします。

記

1 要件に適合しなかったため。

2 その他

()

第3号様式(要綱第6条関係)

仙台市感震ブレイカー設置促進支援事業	
顔写真	協力者証明書(NO.)
	氏 名
	令和 年 月 日発行
	仙台市長

第4号様式(要綱第6条関係)

感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

同意事項

- ・ 支援制度を利用して感震ブレーカー器具を取付けたことにより、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震、通電火災等の災害により負傷または死亡した場合において、仙台市および事業者は一切の責任を負いません。
- ・ 感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・ 器具が作動した場合でも、生命の維持に直結するような医療機器等の電源が確保されるよう対策をしています(設置している方のみ)。
- ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

☐ 上記事項に同意し、感震ブレーカー器具の取付けを行うことに同意します。

____年 ____月 ____日

上記器具の取付けを確認しました。

(利用者)住所 _____

氏名 _____

第5号様式(要綱第9条関係)

年 月 日

仙台市長

配送(発送)事業者

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(配送・発送)

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱第6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第6号様式(要綱第9条関係)

年 月 日

仙台市長

取付事業者

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(取付)

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱第6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第7号様式(要綱第9条関係)

年 月 日

仙台市長

取付事業者

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施報告書(再取付)

仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業実施要綱第6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、関係資料を添えて報告します。

別表

No	区	町名
1	青葉区	あけぼの町
2	青葉区	旭ヶ丘1丁目
3	青葉区	旭ヶ丘 2 丁目
4	青葉区	旭ヶ丘3丁目
5	青葉区	旭ヶ丘4丁目
6	青葉区	荒巻神明町
7	青葉区	荒巻中央
8	青葉区	柏木2丁目
9	青葉区	柏木3丁目
10	青葉区	北山3丁目
11	青葉区	国見1丁目
12	青葉区	国見2丁目
13	青葉区	小松島2丁目
14	青葉区	小松島3丁目
15	青葉区	小松島4丁目
16	青葉区	三条町
17	青葉区	子平町
18	青葉区	台原1丁目
19	青葉区	台原2丁目
20	青葉区	台原3丁目
21	青葉区	台原4丁目
22	青葉区	台原5丁目
23	青葉区	台原6丁目
24	青葉区	台原7丁目
25	青葉区	滝道
26	青葉区	千代田町
27	青葉区	堤町2丁目
28	青葉区	堤町3丁目
29	青葉区	東照宮1丁目
30	青葉区	中山1丁目
31	青葉区	中山5丁目
32	青葉区	新坂町
33	青葉区	八幡2丁目
34	青葉区	八幡4丁目

別表

35	青葉区	東勝山2丁目
36	青葉区	水の森1丁目
37	青葉区	水の森2丁目
38	青葉区	水の森3丁目
39	宮城野区	安養寺1丁目
40	宮城野区	岩切字洞ノ口
41	宮城野区	岩切字東河原
42	宮城野区	自由ヶ丘
43	宮城野区	鶴ヶ谷4丁目
44	若林区	木ノ下1丁目
45	若林区	木ノ下2丁目
46	若林区	二軒茶屋
47	若林区	連坊2丁目
48	太白区	芦の口
49	太白区	大谷地
50	太白区	鉤取2丁目
51	太白区	金剛沢1丁目
52	太白区	金剛沢2丁目
53	太白区	金剛沢3丁目
54	太白区	長町1丁目
55	太白区	長町2丁目
56	太白区	長町3丁目
57	太白区	長町4丁目
58	太白区	西多賀4丁目
59	太白区	西の平1丁目
60	太白区	西の平2丁目
61	太白区	東中田5丁目
62	太白区	東中田6丁目
63	太白区	袋原1丁目
64	太白区	袋原2丁目
65	太白区	袋原3丁目
66	太白区	袋原4丁目
67	太白区	袋原5丁目
68	太白区	袋原6丁目
69	太白区	三神峯2丁目

別表

70	太白区	八木山東1丁目
71	太白区	八木山東2丁目
72	泉区	旭丘堤1丁目
73	泉区	旭丘堤2丁目
74	泉区	向陽台5丁目
75	泉区	南光台1丁目
76	泉区	南光台2丁目
77	泉区	南光台3丁目
78	泉区	南光台4丁目
79	泉区	南光台5丁目
80	泉区	南光台6丁目
81	泉区	南光台7丁目
82	泉区	南光台東1丁目
83	泉区	南光台南1丁目
84	泉区	南光台南2丁目
85	泉区	南光台南3丁目
86	泉区	山の寺1丁目
87	泉区	山の寺2丁目
88	泉区	山の寺3丁目